

会議名称	平成13年度第2回 情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成13年8月21日(火) 14時～16時30分	
場所	西棟6階 第5・第6会議室	
出席者	委員	江藤会長 小井委員 高橋委員 野辺委員 花柳委員 平田委員 布施委員 本橋委員 大泉委員 佐々木委員 鈴木委員 富本委員 西村委員 青山委員 茶谷委員 (欠席：金子委員 上村委員 篠委員 門脇委員 小幡委員)
	実施機関	四居区民生活部長 芦塚区民課長
	事務局	納富区長室長 [IT推進課]玉山課長 [情報システム課]浅川課長 星主査 石井主査 森山主査 片山主査 丸山主査 [総務課]牧島副参事 山本係長 片岡主査
傍聴者	8名	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度第6回情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・住民基本台帳事務の取扱に関し取るべき措置について(諮問17) ・諮問事項説明資料(資料1) ・住民基本台帳ネットワークシステムの構築(資料2) ・「住民基本台帳ネットワークシステム」におけるセキュリティ対策(資料3)
次第	1 平成12年度第6回会議録の確定	
	2 報告・諮問事項	住民基本台帳事務の取扱に関し取るべき措置について 諮問17
内容	1 平成12年度第6回会議録の確定	
	2 住民基本台帳事務の取扱に関し取るべき措置について	答申

開会	
会 長	開会のあいさつ
会 長	「平成 12 年度第 6 回情報公開・個人情報保護審議会会議録」の訂正又は質問はございませんか。なければ、会議録は確定したことといたします。
諮問事項説明	
会 長	諮問事項について審議に入ります。
区 長 室 長	諮問事項の朗読
会 長	はじめに、資料 1 から 3 について事務局から説明願います。
区 民 生 活 部 長	資料 1 「諮問事項説明資料」についての説明 この問題についての経過ですが、前回区長室長から説明をしておりますので、今回は省略させていただきます。その後、8 月 15 日の政令公布を受けて、最終的に住民基本台帳ネットワークシステムに区がどう対応していくのかについては、現在の段階では未定です。本日の結果などを踏まえて、近日中に今後の対応を決めていきたいと考えているところです。それでは資料 1 を説明いたします。
区 民 課 長	資料 2 「住民基本台帳ネットワークシステムの構築」についての説明 これは、当時の自治省が、国民への P R 用として作成した住基ネットについてのパンフレットの写しです。したがって、住基ネットの疑問点などについては触れられておりません。それでは資料 2 を説明いたします。
情報システム課長	資料 3 「『住民基本台帳ネットワークシステム』におけるセキュリティ対策」についての説明 これは、国のセキュリティ決定概要から抜粋したものです。実際にはもっと細かい部分がありますが、ここでは特にご理解いただきたい部分を抜粋しました。それでは資料 3 を説明いたします。
会 長	ただいまの説明について、ご質問はございますでしょうか。
委 員	4 点ほど質問申し上げます。1 点目は、資料 1 の「2. 諮問事項(1)」に「政令事項」とありますが、現時点ではどのような内容が政令で定まっているか。 2 点目は、(3) で処理状況を審議会に報告するということですが、この処理はほとんど定型的な処理で、非常に膨大な数になるだろうと思いますが、説明される意義、あるいは実際にどのような形で説明されるのか。 3 点目は、(4) に「苦情処理の妥当性」とあるのですが、「情報処理の妥当性」と説明があったような気がするのですが、その確認です。 4 点目は、資料 3 で公開鍵、秘密鍵のことに触れていますが、全国の市町村が独自の公開鍵と秘密鍵を持って管理すると理解していいのですか。暗号化の点では申し分ないと思いますが、非常にデータ数が多いのに、非常に時間のかかる公開鍵で行うことが、実務的に耐えられるのかどうか若干の心配がありますので、伺います。

区民生活部長	<p>まず、(1)の「政令事項」ですが、資料2の2頁でも説明いたしましたが、ここでいう「付随情報」と同じものです。氏名・住所等の変更年月日、理由などの必要最小限の関連情報ということです。</p> <p>次に、(3)の処理状況の報告ですが、適切に私どもの処理が行われているかどうかということを確認していただくことになろうかと思えます。</p> <p>次に、(4)ですが、「苦情処理の妥当性」です。住民基本台帳法第36条の3に、市町村長は、苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない、となっています。</p>
区民課長	<p>現段階では、鍵の使い方、設計といったものの詳細な説明が国からありません。</p>
委員	<p>杉並区はいまNTT東日本の電話線を使用していますが、資料3では、有線の専用線を使用するとありますが。</p>
情報システム課長	<p>NTTコミュニケーションズのIP-VPN網を使うこととなります。</p>
委員	<p>今日は、資料1の「2. 諮問事項」について具体的に検討するというのでしょうか。あるいは資料1は参考資料ということでしょうか。</p>
区民生活部長	<p>諮問文そのものではありませんが、私どもは諮問の具体的な中身として、7項目を考えています。当然審議の中で、それ以外のものも議論されることがありうろと思っています。</p>
委員	<p>あと1点ですが、苦情処理に関してです。今月15日にも政令が出たということですが、政令の中で明らかにされるのですか。</p>
区民課長	<p>苦情処理については、今回の政令には示されていません。住基ネットの直接的な部分ではありませんので、おそらく第36条の3の規定のみであると思えます。</p>
委員	<p>今日は、諮問17号と併せて資料の1から3が諮問されているという理解でいいのでしょうか。資料2として、旧自治省が国民向けに作ったPR用のパンフレットがついているのはどういうことですか。</p>
区民生活部長	<p>資料2と3については、説明のための資料とお取りいただければと思います。資料1については、先ほども説明しましたとおり、諮問文そのものではありませんが、私どもが諮問の具体的な中身として考えたものです。</p>
委員	<p>資料1の「2. 諮問事項(2)」の「基本的人権が侵害される恐れのある場合」というのは、具体的にはどういうことを想定しているのか。</p> <p>次に、(5)の「請求の目的が明らかに不当である」ということをどこで判断するのか。</p> <p>次に、(6)の「個人の生命及び身体に切迫した危険が及ぶ可能性が予測できる場合」とは、具体的にどういうことを想定しているのか。</p>
区民生活部長	<p>まず、(2)ですが、何といたっても一番大きいのは、個人のプライバシーが侵害されることがある場合です。次に、(5)は大変難しいですが、例えば販売のみが目的であることが予測できるような場合です。次に、(6)ですが、ストーカー行為を想定しています。</p>
委員	<p>資料2の6頁、制度面での個人情報保護対策の中で、「本人確認情報の提供先や利用目的を法律により具体的に限定」とありますが、これから政令で決めるという理解でいいですか。</p>
区民課長	<p>利用される事務の分野は法律で明確に規定されていまして、10省庁の93事務に限定されています。</p>
委員	<p>このシステムで使用するサーバーの設置や管理についてお聞きします。</p>

区 民 課 長	区市町村がその費用を負担して設置するのは、ＣＳサーバーまでです。
情報システム課長	区、都道府県、全国センターで設置して、それぞれ区民の情報、都道府県内自治体の住民の情報、全国自治体の住民の情報を管理していくという３段階構造です。
委 員	今回の諮問でわからない点ですが、我々が審議会で言った意見が反映されるものなのかまずお聞きしたい。最終的に法で決まっているということになってしまうと、我々が今やっていることにどういう意味があるのかということです。
区 民 生 活 部 長	法は法として尊重していくことは、以前から説明しているとおりですが、法だけですべてが解決されるものではないということがあるかと思います。今回の具体的な７項目の諮問事項などについてご審議いただければ、あらためて区として何ができるかということを考え、対応を図っていきたいということです。
委 員	「１．諮問の理由」に「住基ネットの目指す目的が不明確で、将来、住基ネットを利用できる国の事務が拡大されることにより、様々な個人情報が住民票コードの下に一元的に管理されるのではないかという心配もあります」、「もとより、住民基本台帳事務は自治事務であり、区の責任で実施すべきことでもあります」と書いてありますが、いったん外に出た情報は、たとえその自治体であっても、その情報を收拾することはできないのではないかと思います。その点はどうぞお考えなのではないでしょうか。
区 民 生 活 部 長	それはこの住基ネットにかかわらず、現在の状況では大変難しいだろうと思っております。ただ、回収等の措置を命じることができるとしたことや罰則を課することができるとしたことで歯止めをかけたらどうだろうということで、具体的な諮問事項としました。
委 員	結局、行政としては、この住基ネットをやらなければいけないという前提がまずあって、諮問されたのでしょうか。
区 民 生 活 部 長	私どもは、まだその点についての結論を出したわけではございません。基本的には法を尊重していかなければいけないという認識は持っておりますが、今日ご審議のうえ答申をいただければ、その内容も含めて検討し、近日常に区としての具体的な対応をはっきりさせていきたいと考えております。
委 員	ということは、法は法であっても、個人情報の保護に関する基本方針として、杉並区の独自性を示すことはできるわけですか。
区 民 生 活 部 長	例えば、いただいた答申の内容に沿って、区が独自の条例を制定するというのも選択肢として当然ありうると考えております。
委 員	そういう制度があるとすれば、例えば他の自治体から杉並区に照会があった場合に、杉並区ではその条例により提供しないということもありうるわけですね。
区 民 生 活 部 長	「２．諮問事項（２）」にあるように「漏えいや不適切な利用により、基本的人権が侵害される恐れのある場合」といった要件に該当するときには、情報の提供を停止するようなこともありうると考えております。
	ただ、一般的な照会は法律に定められている行為でございますので、これは難しいと思います。
委 員	今日、これについて全部結論を出すということですか。
会 長	諮問に対する結論を出したいと考えております。

委 員	「改正住民基本台帳法の骨子」にある「本人確認情報の保護のための罰則」と「2. 諮問事項(7)」にある罰則との関係についてお尋ねをしたいのですが。
区 民 生 活 部 長	骨子のほうは、例えば民間の企業が何らかの取引をする際に、住民票コードの記載を強く求めたり、集めた住民票コードをデータベース化するという禁止されている事項についての罰則の規定でございます。 (7)のほうは、住基ネットそのものというよりは、従来から取り扱っている住民基本台帳事務につきまして、この際、個人情報保護の強化を図りたいということで考えているものです。
委 員	住民票コードの利用禁止に係る都道府県知事の中止命令違反者に対する罰則は決まっているのですか。
区 民 課 長	罰則については改正法の第6章に定めてあります。
委 員	そうしますと、諮問事項にある条例でつくる罰則は、法律で課すことができない者に課すこととなるわけですね。
区 民 課 長	はい。
委 員	「1. 諮問の理由」には「情報を管理するところが増えれば、それだけ情報が漏えいする危険性は高ま」という不安を誘うような文章がありますが、その点については法律で厳しく罰することで漏れないようにしているのではないかと思います。ここで漏れる恐れがあるとあえて記載しているのはどういうことですか。
区 民 生 活 部 長	ご指摘のように、法の罰則は大変厳しいものになっていると理解しています。ただ、罰則に抑止的な効果があるにしても、情報の漏えいそのものが生じないとは限りません。法の中にも、区市町村も含めて、情報の漏えいの防止について必要な措置を講じなければならないと規定されています。
委 員	それから、「将来、住基ネットを利用できる国の事務が拡大されることにより、様々な個人情報住民票コードの下に一元的に管理されるのではないか」という心配もあ」と書いてあります。これを見ると、国のほうでは、将来住基ネットをさらに利用して何かをやるのではないかと思わせるニュアンスがありますが、実際にこれをやるためには法律改正が必要だと思うのです。いまは法律改正がすぐにできる状況ではないと思うのですが、ここにあえて記載しているのはどういうことですか。
区 民 生 活 部 長	いまの状況では、必要な改正がそう簡単にはできないだろうと思っておりますし、また簡単であっては困ると思っているわけです。しかし、状況が難しいからといって、絶対に不可能とは言えません。 やはり、住基ネットをもっと多目的に使っていきたいという意図が働くのは、ある意味では当然だと思っております。
委 員	杉並区が住基ネットへの参加をいままで表明してこなかった理由はそこにあるのかなとは思いますが、資料等を見るとかなりしっかりガードされているし、そう簡単に法改正されるような状況ではないということも感じられます。 不安を煽るような表現が多くて、この改正住民基本台帳法の利点の説明が非常に少ないような気がします。この辺はどう考えていますか。

区民生活部長	<p>私どもは、これまでこの住民基本台帳ネットワークシステムにつきまして、それなりの問題意識を持って臨んでまいりましたので、今回の諮問におきましても、そのように説明していくことは否めないところだと思います。ただ、客観的なご判断をいただくことが必要だと考えておりますので、資料2などでご説明しているところです。</p>
委員	<p>国が管理するシステムではないと資料2でうたっているのに、「諮問の理由」では「国の行政機関等への本人確認情報の提供が可能になる」と書いてあることが疑問です。国の行政機関へ本人確認情報の提供が可能になるということは、地方自治体共同のシステムなのに、国の行政機関のシステムの中に組み込まれるということでしょうか。</p>
区民課長	<p>先ほど申し上げましたように、国は法律で定められました10省庁の93事務に限定して本人確認情報を利用することで、事務の効率化を図っていくということです。システムは地方自治体が構築いたします。</p>
委員	<p>「諮問の理由」の説明と資料の説明では、とても曖昧としていてははっきり分かりません。委員としての責任を放棄するような感じがして、いまここで結論を出すのは不可能だと思います。</p>
委員	<p>私は、諮問事項として提案されています具体的な7項目などについて、事務を執行するうえで杉並区自体が個人情報をどう保護していくかということを審議すればいいのではないかと考えています。</p>
会長	<p>意見が出てきましたので、質問は打ち切って討議に入ろうかと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
(異議なし)	
会長	<p>諮問文は「住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行にあたって、区民の個人情報保護の観点から、区の住民基本台帳事務の取扱に関し取るべき措置について、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき諮問いたします」となっています。「取るべき措置について」の諮問です。これを具体的に言うと、諮問事項になってくるのではないかと思います。</p> <p>議事整理の上で申し上げますと、諮問事項の7項目のうち(1)から(4)までが住基ネット絡みで、(5)から(7)までがそれ以外になります。また、(1)(2)(5)(6)が予防的措置で、(3)(4)(7)が事後的措置になります。</p> <p>私は、予防的措置、事後的措置のいずれも条例による根拠付けがないとできないと思います。もし、この諮問に我々がこたえとすると、区議会として県の軽重が問われることになると思います。そうしたことも踏まえて、我々としては審議を進めていきたいと思います。</p>
委員	<p>住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求ですが、現在は1件当たりの単価が非常に安く設定されています。安いお金で情報が多く漏れることを少しでも防ぐという意味では、他の自治体と同様に単価を高く設定することも必要ではないかと思います。その検討を要望したいと思います。</p> <p>私は、「改正住民基本台帳法の骨子」等に基づいた説明で、情報の漏えいはかなり防げる状態になっていると思いますし、条例で罰則を課すことができるよう検討することを前提に賛成をしたいと思います。</p>
委員	<p>いま、閲覧手数料の改正も含めてというご意見がございましたけれど、(6)にはちょっと入りにくい内容ですので、新たに8項目目が必要になると思います。</p>

区民生活部長	例えば(5)では「拒否することができる」となっていますが、その拒否の一形態として読み込むことができるのではないかと考えていますので、7項目についてご検討していただければと思っていますところ。
委員	手数料の問題について了解しました。
委員	セキュリティ対策としてファイアウォールを設けるということですが、このファイアウォールを簡単に破るハッカーが結構いるらしいので、決して安全ではないということです。それからウイルス監視ソフトですが、このソフトで監視・駆除できないウイルスがあるそうで、これが入ってしまったらもう情報は盗まれてしまうということです。 国に提供される情報は、氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード、政令事項ということですが、これとは別個に、市町村でICカードを使っているいろいろな情報を組み込むことができるという話がありますが、その点はどうお考えでしょうか。
区民課長	後のご質問は住民基本台帳カードの多目的利用のことですが、これにつきましては、現在区としては具体的に検討しておりません。
情報システム課長	前段のご質問ですが、決してファイアウォールを設ければ100%大丈夫だというような認識は持ってはございません。それからウイルス対策ですが、1度侵入されたら2度目からは防ぐということで対応しているのが現状です。精一杯防御していきたいと考えております。
委員	いまのお二人のやり取りを聞いていますと、前提条件があまりにも一般化しすぎていると思います。インターネットとつながない、住民基本台帳関係だけつながるクローズのシステムです。私は、いまの点については、ハッカーが入る余地は極めて少ないので心配ないというふうに考えます。なお、区側のご意見については異議をはさむものではありません。
委員	有線の専用回線を使うから安全だということが言い切れるのでしょうか。
情報システム課長	有線の回線上で外部から侵入されるという危険性は100%近くないと思っています。
委員	いまのやり取りを聞いていますと、専用回線だから一般のインターネットよりは情報が漏れる危険性が少ないと思います。しかし、先ほど、資料3「『住民基本台帳ネットワークシステム』におけるセキュリティ対策」が、国のセキュリティ決定概要から抜粋したものであるという話がありました。そうすると、かなり安全度が高い専用回線を使うにもかかわらず、国自体がこういったセキュリティ対策をさらに講じているということは、事故が起きる危険性がないとは言えないということで、心配する必要があるということなのか確認をしたいと思います。
情報システム課長	いま委員が言われたように、専用回線ですから安全性は非常に高いわけですが、100%安全とまでは言い切れないだろうということで、あくまでも念には念を入れてということです。

委 員	<p>諮問事項のうち(5)から(7)については、改正住民基本台帳法の施行にあわせる必要は特にないわけですから、すぐに検討してもらいたいと思います。</p> <p>(1)から(4)についてですが、区長をはじめ区側が、法律は法律だけど住基ネットに参加するかどうかをいまだに決めていない、答申を参考にするとおっしゃっていますが、いま聞いていましたら、皆さんに両方の立場があって、とても今日中にすり合わせできそうにありません。もっとはっきりした形で区が答えを出した場合であれば、審議会として責任を持って審議できるかもしれません。</p>
区 民 生 活 部 長	<p>区長としては、区の方角を近日中に早急に決めていきたいという状況の中で、こうした項目について、皆さんから答申をいただきたいからこそ諮問させていただいているわけです。ご理解をいただきたいと存じます。</p>
委 員	<p>個人情報保護条例の審議のときのように、他の地方自治体でも皆さん研究していると思うので、極めて安全性の高い構築の仕方をしている自治体などの資料を集めていただいて、杉並区が区民第一に考えた構築の仕方できるように我々審議会として考えていきたいと思います。</p>
委 員	<p>杉並区では既に個人情報保護条例を持っています。それに基づいて個人情報をどう保護していくかということで今日この諮問が出されたと思っているのです。個人情報を保護していくという姿勢は十分あるわけです。今回の住基ネットについては、この諮問事項の7項目をきちんとやっていただければ、十分に個人情報を守れるという考えです。いろいろ考え方はあるでしょうが、意見を取りまとめて、是非答申をしていきたいと思います。</p>
委 員	<p>私の知る限りでは、住基ネットの施行に当たって条例などを検討している団体は他にありません。杉並区だけが、非常に慎重な足取りでこういう取り組みをなさっているので、他からサンプルをとろうとしてもないと思います。</p>
委 員	<p>いままでに大変貴重で大事なご意見がたくさんありました。それを踏まえて区のほうで十分にご検討をいただいて、漏れのないご判断をしていただければいかがかなと思います。大変重要な事項は、一応列記させていただきますし、それについての貴重なご意見は縷々ご提言ございましたので、それでご審議いただいたらどうかというのが私の意見でございます。</p>
委 員	<p>我々委員が一区民の立場で、構築に際してどうしたら区民の情報を守れるかについて、審議会としての意見をまとめたらどうでしょうか。時間がありませんので、場合によったら毎月集まってやらなければいけないと思うのです。</p>
委 員	<p>杉並区はいままでも非常に慎重だということですし、この諮問事項を見ると、これからも慎重に対応していく基本姿勢があると思いますので、私はこのまま答申をしてもいいのかなと考えております。</p>
委 員	<p>私はどのような形で答申を出すのかわかりませんので、今日の意見を踏まえてご検討されればそれでいいのではないかと思います。</p>
会 長	<p>答えを書かなければいけないのです。</p>

委 員	<p>この住民基本台帳ネットワークには、今日の「諮問の理由」の中にあるようなことや、一度生まれた時に付けられた番号は死ぬまで消えない、情報が漏れた場合に番号を変えたとしても漏れたものは回収できない、一元的な管理がされるのではないかという心配がある、といったいろいろな問題がありますから、私どもは実施そのものについては、基本的に賛同できない立場です。</p> <p>ただ、仮にやるときになった場合に、より情報が漏れないように7項目の予防的措置や事後的措置をすることについてどうかと問われた場合に、他の自治体と比べてはるかに保護を強化しているわけで、これについてはよしとすると考えております。</p>
委 員	<p>私はやはり今回はこの答申については反対をさせていただきます。</p> <p>理由は、諮問事項の(1)については、法令に定めてあること以上のものではありませんから、あえて答申をしなくてもよいのではないかと思います。</p> <p>(2)から(4)については、どのような形を実際はとれるのかまだ不明ですので、責任をもって答申ができないと思います</p> <p>なお、(5)から(7)についてはすぐできることですから、この項目についてだけでしたら、私は喜んですぐに答申したいと思います。</p>
委 員	<p>諮問について各委員がそれぞれ意見を述べて、それを会長がとりまとめて本日答申を行うようにぜひ取り計らっていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>(1)については、法律に書いてあるからと丸飲みするのではなく、自治体としての見識を示すことになるかどうかはわかりませんが、本人確認情報に限ることを明確にすることはいいことだと思います。</p> <p>(2)については、審議会の所掌事項を広げることになりますから、審議会条例の改正が必要です。それから(5)から(7)についても条例に定める必要がありますので、審議会として意見を出す方がいいと思います。</p> <p>このように私としては、7項目のうち(5)から(7)までを切り離して議論するという事は、やはり諮問の趣旨との関連で議事進行上もよくないので、一括してご討議いただきたいと思います。</p>
委 員	<p>この7項目の諮問事項については、良とするということで結構です。後は、会長のほうでいろいろな意見をまとめて採決していただければいいと思います。</p>
会 長	<p>この7項目については賛成と反対があって、まとめようがない。勝手にまとめてとんでもない意見になると困りますので。この7項目でいいかどうかということで、採決してもよろしいですか。</p>
委 員	<p>(4)に「部会を設置する」とありますが、このまま部会を設置することになるのですか。</p>
会 長	<p>審議会条例の改正が必要になると思います。</p>
委 員	<p>部会のメンバーとしてどのような方が加わるのか、具体的なことがわからないのですが。</p>

会 長	<p>審議会の中に設置するという事になれば、審議会の委員が部会の構成員になります。</p> <p>それでは、改めて申し上げます。本日区長から出されました「区の住民基本台帳事務の取扱に関し取るべき措置について、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき諮問いたします」という諮問については、この諮問の理由もさることながら、特にこの諮問事項の(1)から(7)に掲げられている事項を十分に尊重して当たるべきである、という結論の答申をするということによろしゅうございますか。</p>
(異議なし)	
会 長	<p>諮問17号はこれで決定ということにさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局のほうで答申案を作成するまで休憩ということにいたします。</p>
(休憩)	
会 長	<p>それでは再開いたします。お手元に答申案が配付されていますが、事務局のほうで読んでいただけますか。</p>
区 長 室 副 参 事	答申案の朗読
会 長	何かございますでしょうか。
委 員	(1)ですが、「政令事項」という表現が漠然としています。このような書き方でよろしいのでしょうか。
区 民 課 長	明確に定義もされておりますし、疑義を生じることはないと思います。
委 員	住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求についてですが、先ほど申し上げた1件あたりの単価について、できるだけ高い単価にすべきであると表現されていませんが、盛り込まれたと理解してよろしいですね。
会 長	はい。それでは、これで審議会の答申といたします。よろしゅうございますか。
(異議なし)	
会 長	それでは、区長に答申したいと思います。事務局から何かございますか。
区 長 室 長	ただいま答申をいただきましたことにお礼申し上げます。早速区長に伝えます。ありがとうございました。
会 長	次回は10月5日、金曜日、午後2時からといたします。それでは閉会といたします。本日はどうもご苦労様でした。